（様式第１号）

提　案　書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　鳥取県立倉吉総合看護専門学校校長　皆川 幸久　 様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　提案者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所又は所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名

　清涼飲料水自動販売機の設置について、次のとおり関係書類を添えて提案します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １　設置機器 | （１）機種 |  |
| （２）規格 | 自動販売機 幅　　　　mm × 奥行　　　　mm × 高さ　　　　mm販売種類　　　　種類 収容本数　　　　　本 |
| （３）機能 |  |
| ２　販売品 | 品名 |  |  |  |  |
| 商品名 |  |  |  |  |
| 価格（円） |  |  |  |  |
| 品名 |  |  |  |  |
| 商品名 |  |  |  |  |
| 価格（円） |  |  |  |  |
| ３　使用済容器回収ボックスの規格 | 幅　　　　mm × 奥行　　　　mm |
| ４　通常業務の対応体制 |  |
|  | （１）販売品の補充時期 | 週　　　回 |
| （２）使用済容器の回収時期 | 週　　　回 |
| （３）機器の点検 |  |
| ５　緊急時の対応体制 |  |
|  | （１）故障等の対応 | 対応可能日対応可能時間　　　　　時から　　　　時まで |
| （２）緊急時飲料提供対応機能の有無 |  |
| ６　商品補充等の業務を行う事業所・販売所 | 　住所　名称　電話番号 |
| ７　商品補充等の業務を第三者に委託する場合は、その業者の名称等 | 住所名称　電話番号 |
| ８　提案内容に関する問合せ先 |  担当者氏名 電話番号 |

（注）記入欄が不足する場合は、別紙とすることができます。

記載方法

１　設置機器

（１）機種は、設置する清涼飲料水自動販売機（以下「自動販売機」という。）の機種を記載する。なお、清涼飲料水自動販売機設置契約書には、この提案書に記載された機種を記載する。

（２）規格は、設置する自動販売機の幅、奥行及び高さ、販売種類並びに収容本数を記載する。

　　ア　設置する自動販売機の幅、奥行及び高さの単位は、ミリメートルとする。

　　イ　販売種類は、設置する自動販売機のボタンの数とする。

　　ウ　収容本数は、設置する自動販売機に収容できる販売品の最大本数とする。

（３）機能は、ユニバーサルデザイン対応機能、省エネルギー性能又はピークカット機能がある場合は、必ず記載する。その他の機能についても記載することができる。

２　販売品

（１）品名は、「コーヒー飲料」「無糖茶飲料」「健康茶飲料」「炭酸飲料」「紅茶飲料」「乳性飲料」「栄養飲料」「果汁飲料」「機能性飲料」「ミネラルウォーター」等の種別を記載する。

（２）商品名は、例えば「サントリー天然水（奥大山）」のように、商品の名称を記載する。

（３）価格は、定価又は定価以外の価格にかかわらず、設置する自動販売機で販売する価格を記載する。

（４）販売品は、提案者が設置する自動販売機で販売することができるものを全て記載する。記入欄が不足する場合は、別紙とすることができる。契約締結後に、提案書に記載されていない商品を販売する場合は、書面による通知を必要とする。

（５）契約締結後に、販売する商品の価格を提案書に記載された価格から変更する場合（消費税及び地方消費税の税率の変更に伴い、価格を変更する場合を含む。）は、文書による鳥取県立倉吉総合看護専門学校校長（以下「校長」という。）の承認を要する。

３　使用済容器回収ボックスの規格

設置する使用済容器回収ボックスの幅及び奥行を記載する。単位は、ミリメートルとする。

４　通常業務の対応体制

（１）販売品の補充時期及び使用済容器の回収時期は、例えば「週５回（月曜日から金曜日）」「週４回（月、火、木、金曜日）」のように、曜日も記載する。曜日が不定の場合は、その旨を記載する。

（２）機器の点検は、例えば「毎回訪問時点検実施（温度点検、コイン・札受付点検、周辺清掃等）」のように、点検の頻度及び点検の内容を記載する。

５　緊急時の対応体制

（１）故障等の対応は、対応可能日（曜日での記載でも可。）及び対応可能時間帯を記載する。

（２）緊急時飲料提供対応機能の有無は、当該機能の有無を記載する。

６　商品補充等の業務を行う事業所・販売所

　　商品補充等の業務を行う事業所・販売所の住所、名称及び電話番号を記載する。

７　商品補充等の業務を第三者に委託する場合について

（１）商品補充等の業務を第三者に委託する場合は、校長の承認を要する。

（２）（１）の再委託を予定している場合は、再委託する業者の住所、名称及び電話番号を記載する。